

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年5月16日
【四半期会計期間】	第50期第2四半期（自平成28年1月1日至平成28年3月31日）
【会社名】	株式会社T K C
【英訳名】	T K C Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 角 一 幸
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【電話番号】	(028)648 - 2111
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区揚場町2番1号
【電話番号】	(03)3235 - 5511
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【縦覧に供する場所】	株式会社T K C東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第49期 第2四半期 連結累計期間	第50期 第2四半期 連結累計期間	第49期
会計期間	自平成26年 10月1日 至平成27年 3月31日	自平成27年 10月1日 至平成28年 3月31日	自平成26年 10月1日 至平成27年 9月30日
売上高 (百万円)	27,753	29,708	54,928
経常利益 (百万円)	4,927	5,251	7,042
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	2,830	3,364	4,011
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	3,312	2,537	4,149
純資産額 (百万円)	62,645	64,198	62,630
総資産額 (百万円)	75,894	78,454	76,836
1株当たり四半期(当期)純利 益金額 (円)	106.70	126.71	151.18
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	106.32	126.18	150.63
自己資本比率 (%)	80.7	79.9	79.6
営業活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	1,563	3,247	6,485
投資活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	1,752	3,814	4,558
財務活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	456	1,037	1,333
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	15,380	15,014	16,619

回次	第49期 第2四半期 連結会計期間	第50期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成27年 1月1日 至平成27年 3月31日	自平成28年 1月1日 至平成28年 3月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	76.01	61.91

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)は含まれておりません。
3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

経営成績

株式会社T K Cおよびその連結子会社等5社を含む連結グループの当第2四半期連結累計期間（以下、当第2四半期）における経営成績は、売上高が29,708百万円（前年同四半期連結累計期間比（以下、前期比）7.0%増）、営業利益は5,187百万円（前期比7.0%増）、経常利益は5,251百万円（前期比6.6%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は3,364百万円（前期比18.9%増）となりました。

当第2四半期の売上高・営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する四半期純利益は、前期実績を超える結果となりました。その主たる要因は、前期に引き続き会計事務所事業および地方公共団体事業の両部門においてクラウドサービスの受注が順調に伸展したこと、また地方公共団体事業部門においてマイナンバー導入に伴うセキュリティー対策の強化（庁内ネットワークのセキュリティー強化）に関する受注があったこと、下期に予定していた商談案件が上期に前倒しになったこと、さらに社内の経費節減努力なども要因の一つとなっています。

当第2四半期における部門別の売上高等の推移は以下のとおりです。

1. 当社グループの当第2四半期業績の推移

(1) 会計事務所事業部門の売上高の推移

会計事務所事業部門における売上高は19,883百万円（前期比3.9%増）、営業利益は3,620百万円（前期比10.5%増）の業績となりました。

コンピューター・サービス売上高は、前期比2.8%増となりました。これは中堅企業向け統合型会計情報システム「F X 4クラウド」をはじめとするクラウドサービスの売上高が増加したことによるものです。

ソフトウェア売上高は、前期比8.0%増となりました。これは、F X 4クラウドの利用数が伸展し、これに伴うソフトウェアレンタル売上高が増加したことによるものです。

コンサルティング・サービス売上高は、前期比9.0%減となりました。これは、F X 4クラウド等の利用数が伸展したことに伴い、その利用形態がクライアント・サーバー型システムからクラウドサービスへ移行し、クライアント・サーバー型システム立ち上げ支援料およびハードウェア保守料収入が減少したことによるものです。

パソコン、サーバー等のハードウェア売上高は、前期比1.9%減となりました。これは、第1四半期からWindows10搭載パソコンの取り扱いを開始したことで販売数が増加したものの、クラウドサービスへの移行が伸展したことによりサーバーの需要が減少していることによるものです。

(2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

地方公共団体事業部門における売上高は8,042百万円（前期比14.3%増）、営業利益は1,544百万円（前期比6.9%減）の業績となりました。

コンピューター・サービス売上高は、前期比0.2%減となりました。これは、前期には衆議院解散総選挙および統一地方選挙に伴う売り上げが発生しましたが、当第2四半期にはこのような要因がなかったことによります。

ソフトウェア売上高は、前期比7.6%増となりました。これは、マイナンバー制度開始に伴う住基システムの改修を行い提供したことや、介護保険制度改正に対応したシステムを開発・提供したことなどによるものです。

コンサルティング・サービス売上高は、前期比57.0%増となりました。これは、地方税電子申告審査サービスの審査サーバー更改および同サービスの機能拡張に伴う導入支援に関する売上が増加したことによるものです。

パソコン、サーバー等のハードウェア売上高は、前期比77.0%増となりました。これは、マイナンバー制度開始に伴い、顧客団体において情報セキュリティー体制の強化が求められたことにより、サーバー、ネットワーク機器等の販売が増加したことによるものです。

(3) 印刷事業部門（子会社：東京ラインプリンタ印刷株式会社）の売上高の推移

印刷事業部門における売上高は1,782百万円（前期比12.5%増）、営業利益は19百万円（前期は営業損失96百万円）の業績となりました。

データプリントサービス関連商品の売上高は、前期比26.3%増となりました。これは、大手企業からのDM作成などの大口受注が増加したことによるものです。

ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比5.5%減となりました。これは、ビジネス帳票の需要減退が続いていることによるものです。

2. 会計事務所事業部門の事業内容と経営成績

会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第1項：「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」）に基づいて、顧客である税理士または公認会計士（以下、TKC会員）が組織するTKC全国会（平成28年3月31日現在の会員数は1万1,000名）との密接な連携の下で事業を展開しています。

（注）TKC全国会については、『TKC全国会のすべて』またはTKCグループホームページ（<http://www.tkc.jp/>）をご覧ください。

（1）TKC全国会の活動について

TKC全国会創設50周年（平成33年）に向けての政策課題と戦略目標

TKC全国会では、「TKC全国会創設50周年に向けての政策課題と戦略目標」を掲げ、TKC会員事務所数の拡大と顧問先企業数100万社を目指した戦略目標を設定するとともに、「中小企業の存続・発展の支援」に向けた積極的な取り組みを行っています。

その具体的な戦略目標は以下のとおりです。

- 1) TKC会員事務所数：1万超事務所
- 2) TKC会員事務所の税理士数：1万5,000人
- 3) K（継続MASシステムの徹底活用）・F（TKC自計化システムの普及）・S（税理士法第33条の2による「書面添付」の実践と「記帳適時性証明書」の決算書への積極的な添付と開示、「中小会計要領」の普及）：各50万社
- 4) 巡回監査士数：2万人
- 5) 企業防衛加入顧問先企業数：30万社

TKC全国会の重点活動テーマ

TKC全国会では、統一行動テーマ「Chance, Change and Challenge 未来を拓く。TKC会計人の新成長戦略2021!」を掲げ、戦略目標を実現するためのロードマップを策定しました。このロードマップでは創設50周年までの期間を三つに分け、その第1ステージの期限となる平成28年12月末までの具体的な活動を以下のとおり定めています。

- 1) 会計指導力を強化し、企業の存続発展に貢献しよう
- 2) 書面添付を推進し、税理士業務の完璧な履行を目指そう
- 3) 決算書の信頼性向上を図り、金融機関との連携を深めよう
- 4) 会員数の拡大活動に参画し、組織の活性化を図ろう

こうしたTKC全国会の活動は、当社が提供するシステムやサービスの活用が前提となっています。当社ではその活動を支援し、中小企業の存続と発展に役立つコンピューター・サービス、ソフトウェアなどの開発・提供へ積極的に取り組んでいます。

（2）「TKC経営戦略2021」について

当社は、平成26年1月に「TKC経営戦略2021」を発表しました。これはTKC全国会の戦略目標達成を支援するため、当社が重点的に取り組む項目を「TKC会員事務所数1万超事務所」と「TKC自計化システム50万社」の二つとし、その具体的な施策をまとめたものです。

「TKC会員事務所数1万超事務所」に向けた支援活動

TKC全国会では、平成29年9月末までにTKC会員事務所数を9,501以上とするための「プロジェクト9501」を積極的に実施しています。

当社では、この目標の達成に向けてTKC全国会と緊密に連携して会員導入活動を行っています。

当第2四半期においては、平成27年11月に名古屋で開催した「ニューメンバーズフォーラム」へ参加した約150名の未入会税理士と、TKC会員への紹介依頼活動により紹介を受けた約2,250名の未入会税理士を対象として、マイナンバー制度や改正消費税への対応を切り口とした入会促進活動を展開しました。

また、新たな対象事務所を開拓するため、2月には改正消費税対応に関するダイレクトメールを発信し、約350名の未入会税理士から資料請求をいただいています。

こうした活動の結果、TKCの会員数は平成28年3月31日現在で1万1,000名、事務所数は9,300事務所となりました。

「TKC自計化システム50万社」に向けた支援活動

1) 中小企業に対する自計化推進活動（FXシリーズの推進活動）

当社では、中小企業経営者によるタイムリーな経営状況の把握と経営計画の進捗状況の確認を支援する自計化システム（「FX2」と「e21まいスター」以下、FXシリーズ）の普及促進に注力しています。

当第2四半期においては、第1四半期より継続している自計化推進会議の開催支援により、事務所ごとに絞り込んだ促進対象企業（全社で約4万5,000社）に対して、当社のマイナンバー制度や改正消費税への対応を紹介するとともに、当社システムの最大の特長である「365日変動損益計算書」と「部門別業績管理」の活用を切り口とした利用促進を積極的に行いました。

こうした活動の結果、FXシリーズの利用社数は平成28年3月31日現在で約22万5,000社となりました。

2) 中小企業のマイナンバー対応支援

平成28年1月からスタートしたマイナンバー制度を「てこ」として「戦略給与情報システム（P Xシリーズ）」および、マイナンバーの適切な管理を支援するクラウドシステム「P Xまいポータル」（平成27年11月提供開始）の利用促進を行いました。この活動は、T K C 会員による顧問先企業の適切で効率的なマイナンバー制度対応支援、他社システムの採用によるマイナンバー制度対応をきっかけとした、顧問先離脱防止とT K C 会員事務所の収益拡大、P Xまいポータル導入をきっかけとしたF Xシリーズの導入を実現することを目的としており、P Xまいポータルは平成28年3月末現在で、約3万社の関与先企業で利用されています。

当第2四半期においては、T K C 会員へのP Xまいポータル推進の動機付けとして、全ての関与先企業に推進しているT K C 会員にご協力いただき、その事務所の推進活動を行っている動機とその効果をテーマに動画を作成し視聴促進を行いました。

また、会計事務所の職員を対象として、「マイナンバー対応のためのP X 2立ち上げ研修会」を開催し、関与先企業へ利用促進を行う職員に対する動機付けと促進方法に関する提案を行いました。

3) 中堅企業に対する自計化推進活動（「F X 4クラウド」の推進活動）

当社では、T K C 会員の中堅優良顧問先企業の離脱防止と顧問先拡大の支援を目的として、年商5億～50億円規模の中堅企業向け統合型会計情報システム「F X 4クラウド」を提供しています。

当第2四半期においては、F X 4クラウドの推進経験があり、企業規模の大きい顧問先を多く持つT K C 会員事務所に対して、事務所が自立的な活動を継続できるよう所内研修会と自計化推進会議の開催支援を行いました。

また、既存のユーザーに対してP Xまいポータルを活用したマイナンバー対応支援を行ったほか、3月には「改正消費税・軽減税率の要点解説」をテーマとしたセミナーを開催し、T K C 会員の関与先拡大を支援しています。

こうした活動の結果、F X 4クラウド利用社数は平成28年3月31日現在で約8,300社となりました。

4) F i n T e c h サービスの開発

当社は関与先企業向けのFinTechサービスとして、金融機関や信販会社が提供するインターネットバンキング等の取引データを自動受信し、F Xシリーズの仕訳データとして計上する「銀行信販データ受信機能」を、6月から提供する予定です。

当社が提供するサービスでは、取引明細データを会計システムに取り込む際に、自動的に差分データのみを取得する、現金預け入れ・引き出し取引、銀行の口座間振替取引を自動でチェックする、カード利用明細書とカード利用時の未払い金計上仕訳をチェック（突合）できるなどの当社独自の機能を搭載して、経理事務における省力化を実現するとともに決算書の信頼性を高めるための正確な仕訳計上を支援します。

また、当社は金融機関向けのFinTechサービスとして、その取引先企業の了解のもと決算書情報や月次試算表等の最新の業績情報等のデータを会計事務所から金融機関へ提供する新たなサービスの開発について、常陽銀行殿および西武信用金庫殿と提携することを発表しました。当サービスは、T K C 会員が実施する月次巡回監査を通して正確性や適法性が確認された月次・年次決算データであることから、金融機関の融資判断およびモニタリングのための信頼性の高い情報として期待されています。当サービスは10月から提供開始する予定です。

(3) 「T K C 全国会7000プロジェクト」への支援活動

国は平成25年3月に「経営改善計画策定支援事業」を開始しました。これは自ら経営改善計画等を策定することが難しい中小企業・小規模事業者を対象として、税理士・公認会計士等の認定支援機関が中小企業支援の担い手として、経営改善計画などの策定支援を行うものです。T K C 全国会では、この支援活動を7,000件実施することを目標として平成26年4月に「7000プロジェクト」を設置し、認定支援機関であるT K C 会員に対して当事業への積極的な参画を勧奨してきました。

当社ではその活動を支援するため、「T K C 7000プロジェクト推進支援本部」を設置し、信用保証協会や金融機関との関係強化の支援に努めています。

なお、経営改善計画策定支援活動は、平成27年2月に支援事業の利用申請期限が撤廃され、認定支援機関の恒久的な役割となっています。

(4) 「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する」ための活動

当社では、T K C 会員が作成する決算書の信頼性を高め、顧問先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として、「記帳適時性証明書」を発行しています。これは、過去データの遡及的な訂正・加除の会計処理を禁止している当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を生かしたもので、T K C 会員が毎月、顧問先企業に出向いて正しい会計記帳を指導（月次巡回監査）しながら、月次決算、確定決算ならびに電子申告に至るまでの全ての業務プロセスを適時に完了したことを株式会社T K C が第三者として証明するものです。

この記帳適時性証明書は、全国の金融機関から高く評価され、三菱東京UFJ銀行の融資商品「極め」をはじめ、商工組合中央金庫など全国の金融機関において融資や金利優遇の判断にこれを用いる融資商品が提供されています。

(5) 税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMS）の推進

当社では、T K C 会員事務所のマイナンバー対応を支援するため、平成27年10月に「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMS）」を改訂し提供しました。

この改訂では、マイナンバー制度に係る法令および「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（事業者編）」に定められた特定個人情報の安全管理措置を順守できるよう、入力制限や閲覧制限、出力制限、オフラ

イン利用権限などの仕組みを組み込むとともに、当社のデータセンターでマイナンバーを安全・安心に保管し、事務所内のサーバーやパソコン内に同データを残さない仕組みを構築しています。

当第2四半期においては、こうしたマイナンバー対応を訴求点として利用促進を行い、平成28年3月31日現在で6,400を超えるT K C会員事務所で利用されています。

(6) 中堅・大企業市場における顧問先拡大支援

上場企業を中心とする中堅・大企業市場においては、昨今の税制改正による法人税の法定実効税率の段階的な引き下げ、企業会計基準委員会より公表された「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」など、複雑化する税効果計算に対する解決策や、2015年より導入された社会保障・税番号制度への対応や消費税の軽減税率制度への対応、移転価格税制に係る文書化への対応など、相次ぐ法・制度改正への対応が求められています。

会計分野においては、IFRS（国際会計基準）の任意適用要件が緩和されたこともあり上場企業を中心に適用企業が増加しており、その動きはさらに顕著となっています。加えて、改正会社法（2015年5月施行）により、子会社の管理も含め企業グループにおける内部統制システムの強化が求められています。また、グループの成長戦略として海外展開を準備する企業が増える一方、すでに海外展開している企業では海外子会社の財務情報の適正性、正確性、迅速性が課題となるなど、海外子会社を含めたグループ業績管理体制の強化が必至となっています。

当社では、このような環境の変化を捉え、中堅・大企業向けに「T K C連結グループソリューション」（連結会計システム「e C A - D R I V E R」、連結納税システム「e C o n s o l i T a x」、税効果会計システム「e T a x E f f e c t」、法人電子申告システム「A S P 1 0 0 0 R」、統合型会計情報システム「F X 5」、電子申告システム「e - T A Xシリーズ」、固定資産管理システム「F A M a n a g e r」、海外ビジネスモニター「O B M o n i t o r」ほか）を積極的に推進し、平成28年3月31日現在で約2,500企業グループ（約1万6,300社）に利用されています。

当第2四半期においては、T K C全国会中堅・大企業支援研究会（平成28年3月31日現在の会員数は約1,200名）、T K C全国会海外展開支援研究会（平成28年3月31日現在の会員数は約290名）と連携して、法人税や消費税など税制改正をテーマとしたセミナーや在アジア子会社のミス・不正の発見・けん制事例を紹介するセミナーを開催したほか、当社システムユーザーに対して、企業グループ全体の決算・申告に係る業務を網羅する当社システムの強みを生かしたクロスセールスを実施しました。また、大企業向け、報酬・不動産使用料等の支払先のマイナンバー管理に特化したクラウドサービス「e - T A X法定調書（報酬・不動産マイナンバーオプション）」（平成28年6月提供予定）の開発を進めています。

(7) 法律情報データベースの市場拡大

法律情報データベース「L E X / D Bインターネット」は、明治8年の大審院判例から直近に公開された全ての法律分野にわたる27万件超（平成28年3月31日現在）の判例等を収録しています。また、L E X / D Bインターネットを中核コンテンツとする総合法律情報データベース「T K Cローライブラリー」には89万件超の文献情報、46の「専門誌等データベース」を収録し、T K C会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部など、平成28年3月31日現在で1万6,000超の機関に利用されています。

当第2四半期においては、株式会社ぎょうせい殿との共同販売体制によるT K Cローライブラリー基本サービスセット、交通事故関連やビジネス法務関連など実務に役立つコンテンツを軸とした販売促進へ取り組むとともに、登録5年未満の弁護士を対象とした「法律事務所実務セミナー」を開催し好評を得ました。また、平成27年8月に提供を開始した新コンテンツ「最高裁判所判例解説」「N B L (New Business Law)」「資料版商事法務」と組み合わせた促進活動により、弁護士や企業法務部等の実務家への販売強化を図っています。

アカデミック市場では、厳しい経営環境にある法科大学院に対してコストパフォーマンスの高い「T K C法科大学院教育支援システム・ロースクールパッケージ」の継続利用を提案し、現在70校で利用されています。また、同パッケージに含まれる学生の自学自習を支援するための演習システム（「基礎力確認テスト」「短答式過去問題演習トレーニング」「論文演習セミナー」）に加え、新たに「学習支援N A V I」「判例学習ドリル」を投入し、司法試験に向けた学習計画と進捗管理および必須の判例学習と演習が行える機能を提供したことにより利用者が拡大しています。

さらに「T K Cローライブラリー（海外版）」の代理店販売については、韓国や台湾、中国をはじめとするアジア諸国、ドイツ、イギリス、アメリカなど各国の裁判所や政府機関、大学、法律事務所等からの引き合いがあり、平成28年3月31日現在で60件超のライセンスが利用され、アジア諸国を中心に今後も利用拡大が見込まれています。

3. 地方公共団体事業部門の事業内容と経営成績

地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

(1) 市区町村向けクラウドサービスの開発・提供

当社では、人口50万人程度までの市区町村を対象に「T K C行政クラウドサービス」を提供しています。これは、住民向けサービスおよび基幹系・庁内情報系の各種業務を支援する「T A S Kクラウドサービス」と、納税通知書などの大量一括出力処理を支援する「T A S Kアウトソーシングサービス」により構成されています。特に、T A S K

クラウドサービスは、当社データセンターを運用拠点として全国の市区町村が共同で利用（単独利用・複数団体による共同利用のいずれも可）する単一のパッケージシステムであるため、国が推進する「自治体クラウド」としても注目されています。なお、国の調査によれば基幹系（住基・税務等）システムのクラウド導入率は単独・共同利用を合わせて3割程度ですが、当社基幹系システムの利用団体（130団体）では、すでに「埼玉県町村情報システム共同化推進協議会」（18町村）や「いばらき自治体クラウド基幹業務運営協議会」（4市町）など、ユーザーの半数を超える82団体（平成28年3月31日現在）がクラウド方式を導入しています。

また、T A S Kクラウドサービスの後継として平成27年3月より提供を開始した「新世代T A S Kクラウド（番号制度対応版）」は、マイナンバー制度へ対応するとともに、業務に不慣れな新任や臨時的職員でも迷わず正しい業務処理を可能とするなど大幅な機能強化を図りました。当第2四半期においては、平成28年1月からのマイナンバー利用開始に向けた対応準備を進めるとともに、累計32団体において新世代T A S Kクラウドへの移行が完了しています。

（2）住民向けクラウドサービスの拡充

平成28年1月から交付が開始されたマイナンバーカードの普及に伴い、総務省が推進する「コンビニエンスストアにおける証明書等の交付」サービスの導入機運が急速に高まっています。当社では、これを実現するシステムとして「T A S Kクラウド証明書コンビニ交付システム」を提供しており、平成28年3月31日までに36団体（稼働済み25団体含む）に採用いただいています。

全国の市区町村を対象とした初のクラウドサービスとして多くの稼働実績を持つことから、政令指定都市を含め全国から引き合いが相次いでおり、当第2四半期においては新たに7団体から受注しました。

（3）地方税の電子申告への対応

当社では、一般社団法人地方税電子化協議会の認定委託先事業者として、同会が運営する「地方税電子申告審査サービス」と「電子納税サービス」をクラウド方式で提供するとともに、各団体が運用する税務システムとの「データ連携サービス」を独自に開発・提供しています。本サービスの推進にあたっては、アライアンスパートナー契約を結ぶ全国40社超のシステム・ベンダーとともに提案活動を展開しており、現在、T A S Kクラウド地方税電子申告支援サービスは、全都道府県・市区町村の約4割にあたる712団体（平成28年3月31日現在）に利用されています。

また、税務業務の効率化とコスト削減に加え、最近では紙媒体に起因する情報漏えいの防止策としても「T A S Kクラウド課税資料イメージ管理サービス」に対する注目度が高まっており、平成28年3月31日現在で49団体に利用されています。

（4）法律および制度改正等への対応

マイナンバー制度への対応

マイナンバー制度の開始に伴い、関連するシステムの機能追加を図りました。また、「個人番号を適切に管理するために必要な措置（安全管理措置）」に欠かせない情報セキュリティ対策ソリューションについて積極的な提案活動を行いました。

地方公会計の統一的な基準への対応

「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（総務大臣通知 平成27年1月23日公表）を受け、市区町村では原則、平成29年度までに「複式簿記の導入」「固定資産台帳の整備」を前提とした統一基準による財務書類等を作成することが求められています。

当第2四半期においては、当社独自の機能として日々仕訳（リアルタイム変換方式）に対応した「T A S Kクラウド公会計システム」とその関連システムである「T A S Kクラウド固定資産管理システム」の新基準への対応を進め、全国の市区町村に先駆け奈良県香芝市および栃木県益子町にて本稼働しました。また、同システムの引き合いが全国から相次いでおり、新たに17団体から受注しました。

4. 印刷事業部門の事業内容と経営成績

当社グループの印刷事業部門は、ビジネスフォームの印刷およびデータプリントサービス事業を軸に製造・販売を展開しています。

ビジネスフォーム印刷分野では、全体的にビジネス帳票の売上高が減少傾向にあるものの、当第2四半期においては大手顧客からの定期帳票の受注が順調に伸び、売上高の減少をカバーしたことで小幅な減少となりました。

また、データプリントサービス分野では、前年にあった選挙関連スポット受注が減少したものの、入札物件、DM物件、B P O物件などの大口受注があったことにより、印刷事業全体の売上高は増加し、当第2四半期は前期比12.5%増となりました。

財政状態

当第2四半期連結会計期間末における資産・負債及び純資産の状況は次のとおりです。

1. 資産の部について

当第2四半期連結会計期間末における総資産は、78,454百万円となり、前連結会計年度末76,836百万円と比較して1,617百万円増加しました。

（1）流動資産

当第2四半期連結会計期間末における流動資産は、29,459百万円となり、前連結会計年度末31,666百万円と比較して2,206百万円減少しました。

その主な理由は、「受取手形及び売掛金」が1,913百万円増加し、「現金及び預金」が3,904百万円減少したことなどによるものです。

(2) 固定資産

当第2四半期連結会計期間末における固定資産は、48,994百万円となり、前連結会計年度末45,169百万円と比較して、3,824百万円増加しました。

その主な理由は、「投資有価証券」が3,925百万円増加したことなどによるものです。

2. 負債の部について

(1) 流動負債

当第2四半期連結会計期間末における流動負債は、11,850百万円となり、前連結会計年度末11,749百万円と比較して、100百万円増加しました。

その主な理由は、「未払法人税等」が861百万円増加し、「未払金」が1,538百万円減少したことなどによるものです。

(2) 固定負債

当第2四半期連結会計期間末における固定負債は、2,405百万円となり、前連結会計年度末2,456百万円と比較して、51百万円減少しました。

その主な理由は、「退職給付に係る負債」が84百万円増加し、「長期借入金」が35百万円および「その他」に含まれている「リース債務」が80百万円減少したことなどによるものです。

3. 純資産の部について

当第2四半期連結会計期間末における純資産合計は、64,198百万円となり、前連結会計年度末62,630百万円と比較して1,568百万円増加しました。

その主な理由は、「利益剰余金」が2,355百万円増加し、「その他有価証券評価差額金」が825百万円減少したことなどによるものです。

なお、当第2四半期連結会計期間末における自己資本比率は、79.9%となり、前連結会計年度末79.6%と比較して0.3ポイント増加しました。

キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金および現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ1,604百万円減少し、15,014百万円になりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの概況とその主な理由は次のとおりです。

(1) 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローについては、3,247百万円の収入（前年同四半期比 1,683百万円収入増）となりました。その主な理由は、税金等調整前四半期純利益5,236百万円が計上されたこと等によるものです。

(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローについては、3,814百万円の支出（前年同四半期比 2,061百万円支出増）となりました。その主な理由は、投資有価証券の取得代金6,162百万円を支払ったこと等によるものです。

(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローについては、1,037百万円の支出（前年同四半期比580百万円支出増）となりました。その主な理由は、平成27年9月期期末配当1,008百万円（1株当たり配当38円）を支払ったこと等によるものです。

事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費の総額は54百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成28年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年5月16日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	26,731,033	26,731,033	東京証券取引所市場第一部	単元株式数100株
計	26,731,033	26,731,033	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成28年1月1日～ 平成28年3月31日	-	26,731,033	-	5,700	-	5,409

(6) 【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
公益財団法人飯塚毅育英会	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	3,652	13.7
大同生命保険株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀1丁目2番1号	2,569	9.6
T K C 社員持株会	東京都新宿区揚場町2番1号	1,620	6.1
公益財団法人租税資料館	東京都中野区南台3丁目45番13号	1,246	4.7
飯塚 真玄	栃木県宇都宮市	1,128	4.2
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	921	3.4
飯塚 容晟	神奈川県鎌倉市	698	2.6
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	666	2.5
あいおいニッセイ同和損害保険株 式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	598	2.2
損害保険ジャパン日本興亜株式会 社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	598	2.2
計	-	13,699	51.3

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 183,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,507,100	265,071	-
単元未満株式	普通株式 40,633	-	-
発行済株式総数	26,731,033	-	-
総株主の議決権	-	265,071	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が600株(議決権の数6個)含まれております。

【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社 T K C	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	177,800	-	177,800	0.67
株式会社 T K C 出版	東京都千代田区九段南4丁目8番8号	5,500	-	5,500	0.02
計	-	183,300	-	183,300	0.69

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成28年1月1日から平成28年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成27年10月1日から平成28年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,919	18,014
受取手形及び売掛金	6,411	8,324
たな卸資産	637	535
その他	2,733	2,617
貸倒引当金	34	32
流動資産合計	31,666	29,459
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	5,561	6,710
土地	6,346	6,502
その他(純額)	2,587	1,828
有形固定資産合計	14,495	15,041
無形固定資産	3,365	3,303
投資その他の資産		
投資有価証券	13,326	17,251
長期預金	9,400	8,500
差入保証金	1,453	1,363
その他	3,129	3,534
投資その他の資産合計	27,308	30,650
固定資産合計	45,169	48,994
資産合計	76,836	78,454
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,540	2,779
短期借入金	131	171
未払金	4,521	2,982
未払法人税等	1,243	2,105
賞与引当金	2,450	2,722
その他	862	1,089
流動負債合計	11,749	11,850
固定負債		
長期借入金	366	330
退職給付に係る負債	818	902
その他	1,271	1,171
固定負債合計	2,456	2,405
負債合計	14,206	14,255

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,700	5,700
資本剰余金	5,419	5,419
利益剰余金	49,906	52,262
自己株式	349	349
株主資本合計	60,676	63,031
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	508	316
その他の包括利益累計額合計	508	316
新株予約権	127	176
非支配株主持分	1,317	1,307
純資産合計	62,630	64,198
負債純資産合計	76,836	78,454

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第 2 四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成26年10月 1 日 至 平成27年 3 月31日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成27年10月 1 日 至 平成28年 3 月31日)
売上高	27,753	29,708
売上原価	9,751	10,469
売上総利益	18,002	19,238
販売費及び一般管理費	13,155	14,051
営業利益	4,846	5,187
営業外収益		
受取利息	14	19
受取配当金	23	23
保険配当金	15	17
受取地家賃	18	18
持分法による投資利益	0	-
その他	11	13
営業外収益合計	83	92
営業外費用		
支払利息	2	3
為替差損	0	-
持分法による投資損失	-	25
その他	0	0
営業外費用合計	2	28
経常利益	4,927	5,251
特別利益		
固定資産売却益	-	10
特別利益合計	-	10
特別損失		
固定資産売却損	-	0
固定資産除却損	69	24
特別損失合計	69	25
税金等調整前四半期純利益	4,858	5,236
法人税、住民税及び事業税	1,448	2,025
法人税等調整額	612	155
法人税等合計	2,061	1,869
四半期純利益	2,797	3,366
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失 ()	33	2
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,830	3,364

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位:百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年10月1日 至平成27年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年10月1日 至平成28年3月31日)
四半期純利益	2,797	3,366
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	514	828
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	515	828
四半期包括利益	3,312	2,537
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,342	2,539
非支配株主に係る四半期包括利益	29	1

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年10月1日 至平成27年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年10月1日 至平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	4,858	5,236
減価償却費	1,078	1,308
固定資産売却損益(は益)	-	9
固定資産除却損	69	24
賞与引当金の増減額(は減少)	439	271
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	92	84
売上債権の増減額(は増加)	1,125	2,144
その他の資産の増減額(は増加)	362	190
仕入債務の増減額(は減少)	518	356
その他の負債の増減額(は減少)	1,148	933
その他	11	32
小計	3,240	4,417
利息及び配当金の受取額	47	36
利息の支払額	2	3
法人税等の支払額	1,721	1,204
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,563	3,247
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	2,500	1,500
定期預金の払戻による収入	4,600	4,700
有形固定資産の取得による支出	815	1,124
有形固定資産の除却による支出	59	-
無形固定資産の取得による支出	991	777
投資有価証券の取得による支出	2,017	6,162
投資有価証券の償還による収入	-	1,000
その他	31	49
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,752	3,814
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	328	40
長期借入れによる収入	500	-
長期借入金の返済による支出	26	35
自己株式の取得による支出	1	0
配当金の支払額	585	1,008
非支配株主への配当金の支払額	-	8
その他	16	24
財務活動によるキャッシュ・フロー	456	1,037
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	645	1,604
現金及び現金同等物の期首残高	16,025	16,619
現金及び現金同等物の四半期末残高	15,380	15,014

【注記事項】

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当第2四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響額はありません。

(追加情報)

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

平成28年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が公布され、平成28年10月1日以降開始する連結会計年度より法人税率等が変更されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成28年9月30日まで 32.8%

平成28年10月1日から平成30年9月30日まで 30.7%

平成30年10月1日以降 30.5%

この税率の変更により、当第2四半期会計期間末における一時差異等を基礎として再計算した結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債を控除した金額)が155百万円及びその他有価証券評価差額金が8百万円それぞれ減少し、法人税等調整額が147百万円増加しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年3月31日)
商品及び製品	308百万円	236百万円
仕掛品	189百万円	146百万円
原材料及び貯蔵品	139百万円	152百万円

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年10月1日 至平成27年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年10月1日 至平成28年3月31日)
給与	4,434百万円	4,741百万円
賞与引当金繰入額	1,889百万円	2,350百万円
退職給付費用	276百万円	315百万円
減価償却費	309百万円	256百万円
賃借料	1,012百万円	1,046百万円
研究開発費	28百万円	54百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年10月1日 至平成27年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年10月1日 至平成28年3月31日)
現金及び預金勘定	22,380百万円	18,014百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	7,000百万円	3,000百万円
現金及び現金同等物	15,380百万円	15,014百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成26年10月1日至平成27年3月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年12月19日 定時株主総会	普通株式	583	22	平成26年9月30日	平成26年12月22日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年5月12日 取締役会	普通株式	875	33	平成27年3月31日	平成27年6月15日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成27年10月1日至平成28年3月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年12月22日 定時株主総会	普通株式	1,009	38	平成27年9月30日	平成27年12月24日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年5月13日 取締役会	普通株式	1,062	40	平成28年3月31日	平成28年6月13日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成26年10月1日至平成27年3月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	会計事務所 事業	地方公共団 体事業	印刷事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	19,134	7,035	1,584	27,753	-	27,753
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	5	0	834	841	841	-
計	19,139	7,035	2,419	28,594	841	27,753
セグメント利益又は損失()	3,275	1,659	96	4,838	7	4,846

(注)1. セグメント利益の調整額7百万円は、セグメント間取引消去額及び棚卸資産の調整額等であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自平成27年10月1日至平成28年3月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	会計事務所 事業	地方公共団 体事業	印刷事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	19,883	8,042	1,782	29,708	-	29,708
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1	0	798	800	800	-
計	19,885	8,043	2,580	30,509	800	29,708
セグメント利益	3,620	1,544	19	5,184	2	5,187

(注)1. セグメント利益の調整額2百万円は、セグメント間取引消去額及び棚卸資産の調整額等であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年10月1日 至平成27年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年10月1日 至平成28年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	106円70銭	126円71銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	2,830	3,364
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益金額(百万円)	2,830	3,364
普通株式の期中平均株式数(千株)	26,528	26,551
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	106円32銭	126円18銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整金額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	95	111
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成28年5月13日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額 1,062百万円

(ロ) 1株当たりの金額 40円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成28年6月13日

(注) 平成28年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年5月16日

株式会社 T K C
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 毛利 篤 雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野 田 裕 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 T K C の平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成28年1月1日から平成28年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成27年10月1日から平成28年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 T K C 及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。